

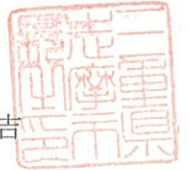


志摩市告示第102号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第3項の規定により、次のとおり指定納付受託者の所在地変更の届出があったため、同条第4項の規定に基づき告示する。

令和8年6月26日

志摩市長 橋爪 政吉



- (1) 指定納付受託者に納付させる歳入
ふるさと応援寄附
- (2) 指定納付受託者の名称
株式会社トラストバンク
- (3) 指定納付受託者の所在地
【変更前】東京都品川区上大崎三丁目1番1号
【変更後】東京都港区北青山二丁目14番4号
- (4) 指定期間
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- (5) 所在地の変更日
令和8年7月21日